

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成27年 9月29日)

開催日及び場所		平成27年9月1日(火) 北陸農政局第3会議室			
委員		蕪城 哲平(弁護士) 松木 浩一(公認会計士) 小倉 正人(ジャーナリスト)			
審議対象期間		平成27年4月1日～平成27年6月30日			
審議対象案件		257件 うち、1者応札案件48件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件			
抽出案件		5件 うち、1者応札案件3件 (抽出率1.9%) (抽出率6.3%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出0.0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	業務	一般競争		該当なし	
		指名競争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし
			簡易公募型プロポーザル		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			標準型プロポーザル		該当なし
			その他の随意契約		該当なし
	物品・役務等	一般競争		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争		該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		随意契約(その他)		抽出なし	
	(特記事項)		特になし		

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	

事務局：

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>第2回北陸農政局入札等監視委員会 1 一般競争契約 柏崎周辺農業水利事業所 市野新田導水路その2工事</p> <p>◆施工済み区間があるが、これも今回の受注者が施工したのか。</p> <p>◆入札説明書交付の6社には昨年行った業者が含まれていないのはなぜか。</p> <p>◆6者のうち5者が自社都合で辞退したのは、工期が長い割にそれほど工事金額が高くないためか。</p> <p>◆前期の工事とは、その1の工事ということか、第1期ということか。</p> <p>◆全体工事としての複数年契約はしないのか。</p> <p>◆工事全体で見ると、金額が非常に上がるので、応札するモチベーションが高まると思った。分けるよりは全体でやった方が金額が低くなる可能性もあるので、検討してもらいたい。</p> <p>◆工期が長い割に費用が安いのなら、早く完了させればいいのか。</p>	<p>◆昨年度実施した区間が施行済み区間で、昨年度は違う受注者です。</p> <p>◆工期の割には工事金額がそれほど高くない上に、その期間どうしても技術者が拘束されるので、他の工事との兼ね合いなどがあると思います。</p> <p>◆そうだと思います。</p> <p>◆間接流域からダムに導水する導水路約1kmのうち、昨年度は工期の都合上、前期工事として750mしか施工できないため、今年は残りの一部を発注しました。</p> <p>◆冬は雪が4～5m積もる所で、11月ぐらゐまでに工事を終えないといけないので工期が制約されます。単年度では施工延長が限られるので、昨年できなかった分を今年発注しています。</p> <p>◆工事の発注ロットが大きいほど、受注意欲が高まる可能性はありますが、個々の工事の施工延長については、それぞれの現場条件を踏まえ、工期に収まる範囲を検討した上で決定しております。</p> <p>◆昨年度は発注ロットを大きくして受注いただいたため、今年度は残った部分のみの発注となりました。</p> <p>◆道路下に導水管を埋設する工事ですが、道路を挟んで片側が山、反対側が谷になっていて、導水管を1本ずつ敷設し、埋め戻していかなければなりません。隣に仮設道路が造れば工事が早くなるのですが、造れないので期間がかかってしまいます。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>2 随意契約 北陸農政局 加治川第2頭首工整備工事 (第1回変更)</p> <p>◆まず業者から契約変更等の協議通知があり、現場説明、見積合わせ、契約の締結となっているが、局内でのガバナンスの問題はこれでいいのかどうかという検討委員会はないのか。契約変更の場合、誰と誰が契約するのか見えてこなかった。</p> <p>◆最終的な承認は支店長でいいのか。資料にない</p> <p>◆借りた田んぼの復旧工事は費用が掛かるのは当然だが、借り賃はどこに出るのか。</p> <p>◆農家は田んぼを仮置き場に貸すのを嫌がるのか、喜ぶのか。</p> <p>◆橋の近くの水田を借りた方が便利なのに借りていないのは、嫌がったということか。</p> <p>◆変更契約の話が入ってくるということは、当初は復旧の仕方について話し合いに至っていなかったということか。</p> <p>◆この土地は、貸すまで休耕田だったわけではなくて実際作付けしていた田んぼか。</p> <p>◆収穫が落ちたら、誰が補償するのか。仮に落ちた場合の補償はあるのか。</p> <p>◆これだけ地盤を固めたら、これまでと同じ収穫は見込めない。</p> <p>◆予想を超えて収量が落ちた場合、対応は別個になるのか。</p>	<p>◆本工事の契約変更に係る内容については、農政局内で設置している合同審査会において、妥当性の審査を行っております。この審査を踏まえ、受注者との契約変更手続きを行っております。</p> <p>◆受注者側の契約者は支店長となります。</p> <p>◆借り賃は工事の中ではなく、補償費用として別途支払います。工事の前段に契約して、それが整ってから工事に入ります。</p> <p>◆田んぼ1枚丸々貸すのであれば喜ばれますが、必要な面積だけ借りたい場合は嫌がられると思います。</p> <p>◆道路が堤防に傾斜して設置されており、橋の近くは水田が道路より低く工事利用しにくかったので、仮説資材置き場として利用しやすい近い所を選んでいきます。</p> <p>◆どのくらいの深さまで土を入れるのか、沈下の状況はどの程度かは、実際に表土を入れてみないと確定できないので、契約では当初、復旧することがあると記述しており、実際に明確になったので、復旧の内容を入れて契約変更したものです。</p> <p>◆周りの状況を見ると優良農地であり、圃場もきれいに成形されていたので、作付けしていたと思います。</p> <p>◆収穫が落ちないように復旧して返します。石などがあつた場合もきちんと対応します。工期中に取れなくなる分の補償はしますが、作柄の補償まではできません。</p> <p>◆なるべく元に近い形で、良い土を返すように対策します。</p> <p>◆当然、収量は落ちますので、交渉段階で若干補償込みで借地料をお支払いします。</p> <p>◆農家の方もどれだけ落ちたのかははっきり分かりませんので、国が言った以上に収量が減ったから補償しろという話は聞いたことはありません。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>3 簡易公募型プロポーザル契約 北陸農政局 松岡ため池実施設計業務</p> <p>◆コシヒカリの作付割合が増えているからため池を造るということだが、平成16年以降の加治川用水地区のコシヒカリの作付割合はどうなっているのか。傾向は北陸農政局管内で同じなのか。</p> <p>◆コシヒカリの人気がなくなって作付の傾向が変われば、このダムは要らなくなる。要するに、米の人気に応じてハードを造っていくのは短絡過ぎるのではないか。今は日本中がコシヒカリブームだから、日本中で同様のため池やダムが必要になる。サービスのし過ぎのような気がする。</p> <p>◆平成に入ってから急激に伸びてきているので、平成15～16年の傾向が未来永劫続くことはあり得ない。</p> <p>◆富山県などでも田植えを遅らせる運動が盛んだが、それは品種の問題なのか、地球温暖化のためか。</p> <p>◆加治川用水地区の状況は、全国的に普遍性があるのか。富山県では田植え時期を遅らせることが浸透しているが、石川県では全然進んでいない。極端に言えば、流行に行政のハード面がどこまでサービスするのかを考えたいと思う。</p> <p>◆必要性はどこかの段階で検討しているのか。</p>	<p>◆平成16年以降も同じように作付割合が増えています。ただ、新潟県では近年、第二のコシヒカリを導入しようとしており、ここ数年は変わってきていますが、加治川用水地区では今のところ、このような傾向が続いています。</p> <p>◆当事業は土地改良法に基づいた農家からの申請事業で、農家負担もあります。地元が安定的に水を使いたいという要望があり、国営土地改良事業として、施設の更新や必要に応じて農家が安定して作付できるための用水の安定供給を図る工事を実施しています。</p> <p>◆全国でもコシヒカリブームになって、加治川用水地区の作付面積は昭和40年から平成16年まで右肩上がりです。しかし、最近は温暖化で田植え時期を遅らせている地区が結構あり、田んぼに水をためる時期が長期化する傾向にあります。グラフにあるように、8月は水不足になるので、ため池の必要性が生じています。</p> <p>◆地球温暖化の問題もあり、全国的に田植え時期が遅れています。国交省と農水省の協議がうまくいって川の水を取れば、ため池を造る必要はないですが、水が少ない所では水不足が心配されます。加治川はそういう地域だと理解していただければいいと思います。</p> <p>◆さらに、コシヒカリの方はブームだけでなく、5～10年を見据えた営農計画を検討したうえで、これを基に土地改良事業を作成しています。営農計画は、関係市町村の営農部局、農家、土地改良区、農業改良普及所の方々といろいろ議論して、5年・10年後にコシヒカリの導入をどう伸ばしていくのかも含め、地域の将来計画を見据えた中で検討を行っています。</p> <p>◆田植えが後ろ倒しになっているのは、普遍性があると思います。ただ、ため池を造る必要があるかどうかは、地域に川の水がどれだけあるかによって変わってきます。</p> <p>◆土地改良事業においては地域の用水不足を解消するための施設設置の要請があれば、その必要性を検討します。ただ、技術的にできないこともありますし、土地改良法では費用</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>◆農家が自腹を切って収量を上げるのと、放っておいても国がきちんと整備するのでは米価が全然変わる。その辺の線引きが素人には分からない。</p> <p>◆費用対効果は農政局の中で検討しているのか、外部委託なのか。</p> <p>◆今回の場合は、それに基づいているのか。</p> <p>◆必要性をいつ判断されたのか。現時点で用地買収は終わっているのか。</p> <p>◆今後用地買収を進めて、実際にため池が完成するのは、年単位で少し後になるのか。</p> <p>◆ため池の事業を行うのが決まったのは、いつ頃か。</p> <p>◆全体の事業自体が完成するのはいつか。</p> <p>◆10年後でも、コシヒカリの話は一時的な傾向ではなくて、しばらく続くという判断の下でやられたのか。</p> <p>◆5年後の見直しで事業が中止、縮小、変更になったケースはあるか。</p> <p>◆平たいダムのようなものか。周りは堰堤のようになるのか。</p>	<p>対効果が見合わなければ事業を実施しないと定めています。ですから、費用対効果分析をきちんと費用に見合う効果があることを確認したうえで事業を実施します。また、事業実施にかかる費用については、農家から応分の負担をしてもらいます。</p> <p>◆農政局の中でも検討して、費用対効果の専門家が入っている別の委員会に諮って検証しています。</p> <p>◆事業計画上に位置づけられて、造ってもいいとされた上で、具体的な実施設計を発注して、その成果を頂くという業務の形です。</p> <p>◆事業計画上に位置づけられており、事業計画の審査の段階で必要性が整理されており、用地買収は終わっていません。同時並行の形を取りたいと思っています。「5 松岡ため池の主要施設」で緑色で示した部分は、圃場整備事業が計画されていて、ため池の下に来る農地の権利関係が整理されるので、それを待って用地取得に入る段取りです。</p> <p>◆圃場整備の進捗と権利を合わせてから実際の工事になります。実施設計は、どのような形状で、その材料がどれくらいあれば、求めている規模のため池ができるのかを設計します。</p> <p>◆平成24年度着手です。ため池だけの評価ではなく、全体の事業計画で、頭首工やダム本体、水路の改修も含めて、農家に負担いただく形になります。総事業費は約270億円で、費用対効果を比較した上で事業実施可能と判断しています。</p> <p>◆平成35年です。</p> <p>◆事業は、10年後の営農ビジョンを考慮して、これぐらいのトレンドで進むというのを想定した上で着工します。着工して5年後に当該事業の必要性を検証し、費用対効果があると算出されれば事業計画を継続しますし、営農形態が変化し当初の計画では事業の実施が困難と判断されるような場合は、事業中止も視野に入れる流れになっています。</p> <p>◆あります。</p> <p>◆斜面を利用して、一部だけ盛土は減らす形にします。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
	◆ため池はどのくらいの広さか。	◆湖面の面積で約5 haほどだと思います。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>4 一般競争契約 北陸農政局 自動車点検等業務の単価契約</p> <p>◆平成24年度から共同調達にしたのは、全体として安くなるからか。</p> <p>◆私も競争性が一つの目的だと思うが、結果として、佐渡支所も含めた対応ができない業者が入りにくくなっている。今後、共同調達の範囲を狭くするなどの変更は考えているのか。</p> <p>◆メーカーを見ると、特定のメーカーが圧倒的に多いのはなぜか。今の国内自動車メーカーの売れ筋と全く違う傾向を示しているのが面白いと思う。</p> <p>◆管内ごとにメーカーの傾向が見られるのか。</p> <p>◆「入札執行調書」の金額549万9680円と「案件概要」の入札金額が違う。税込だが8%掛けても違うのではないか。</p>	<p>◆農林水産省行政効率化推進計画の中で、少額随意契約による調達を見直し、一般競争入札の導入を推進することとしております。具体的には、「物品・役務等契約に係る発注業務一覧表（①一般競争方式）」の27～32番の契約を共同調達する形になっています。事業所ごとに契約した場合、今までは少額の随意契約で対応しています。計画の中で少額の随意契約による調達を見直してまとめ、一般競争入札を拡大することによって、コスト削減が図られることとなります。</p> <p>◆平成27年10月、平成28年4月に組織再編があり、佐渡支所、長岡センター、古正寺庁舎、上越支所は新潟センターに統合する予定です。平成28年度は、新潟、新発田、柏崎、上越の4市にある庁舎で共同調達するか、柏崎と上越、新潟と新発田の二つに分けて共同調達するかは、今後業者の聞き取りを行いながら決めていきたいと考えています。</p> <p>◆車の調達は交換契約で行っていますが、これも行政効率化計画に基づいて集約化しています。管内の本局および地域センターは、本局で一括調達で契約しているため、同じ車種が納入される事態になっています。エリアを管内全域に広げて、複数台数を一挙に調達する契約方式をとっているため、同様の車種が集中します。</p> <p>◆メーカーまで把握していませんが、各農政局で一括調達の上、調査用自動車の契約をしていると認識しています。</p> <p>◆自動車損害賠償責任保険料と自動車重量税が抜けるので、単純にこれに1.08を掛けてもこの金額にはなりません。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>5 随意契約 九頭竜川下流農業水利事業所 農業振興支援業務</p> <p>◆最終的には本事業の果たす役割について情報発信されると思うが、情報発信の手法は。</p> <p>◆パイプラインの全面供用が平成28年春ごろだが、もうだいぶ水は通っているのか。</p> <p>◆アンケートにあるように、幻の酒米「九頭竜」が一括生産されるようになったのは、冷たい水が供給できるようになった成果か。</p> <p>◆広報というのは、今回のパイプライン事業にかかわらず、事業ごとにある程度行うものなのか。それともある程度ピックアップするのか。</p> <p>◆パイプライン業務ありきで農業を支援するのか。アンケートの結果によっては、パイプライン事業は見直すことも考えられるのか。</p> <p>◆消費者の動向を探るのは非常に良いと思うので、福井県だけではなく、石川県、富山県、新潟県でも行ってほしい。</p>	<p>◆新聞の紙面等による情報発信を考えています。</p> <p>◆そうです。今が最終段階です。</p> <p>◆そうです。パイプラインの水は地下を通ってくるので水温が上がりにくく、夜間を中心に湛水(たんすい)することで、一般の米もそうですが、特に高温障害の出やすい酒米において、品質の高い栽培が可能になります。</p> <p>◆いろいろなケースがあると思います。今回の広報活動は、当事業に平成11年から取組んできて、いよいよ全面通水になるのを一つの契機とし、地元の方にパイプラインの効果を幅広く知っていただいて、できれば地元農産物のブランド化など新たな取組みに踏み出すきっかけにしたいという思いがあります。</p> <p>◆アンケートは、パイプライン事業の評価・見直しというよりも、あくまで福井県の農産物、食への意識に焦点を絞り、一般消費者の食に対する意識や、福井の農産物に対する評価・ニーズを把握することを主眼にしています。</p> <p>◆他の国営事業でも、同様の構図があると思います。アンケートは意識醸成のための業務ですが、われわれはこういう仕事をもっとやらなくてはならなくて、成果をきちんと見せて、みんなで頑張るような意識づけをしなければならぬと思います。これは農政局としてもお手本になると思います。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>6. 全般を通しての質疑応答</p> <p>◆「電子カラー機複合機外の保守契約」で、予定金額と落札金額が全く一緒になっているが、こういうことはあり得るのか。</p> <p>◆1円単位まで同じケースが幾つかあったが、それも同様か。しかも応札したのが1者である。その辺は改善の余地がないのか。予定価格の決め方の問題なのかもしれない。</p>	<p>◆複合機は1回納入されますと、一般競争をかけたも、納入した以外の者が入札に参加することがあまりない商慣行になっています。予定価格を立てる前に、納入業者を含めて何社からかは参考見積を頂くので、そういう形になる可能性があります。</p> <p>◆機械の賃貸借契約は複数年契約になっており、導入年は例えば5年分の賃貸借料と当初年度の保守計画を一括して契約する形で発注しています。2年目以降は、保守の部分だけは単年度で競争性を持たせる契約の手法をとっています。どうしても初年度に本体を納入した業者が引き続き、予定価格の作成段階などで一番有利な価格提示をするので、それを予定価格とせざるを得ない実態があります。既契約業者だけではなく、他の同様の業者からも予定価格の作成段階では参考見積という形で提示を頂いているのですが、既契約業者が一番有利な価格を入れてくる傾向が強いのが実態です。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>7. その他</p> <p>◆本日も五つの案件について非常に分かりやすくご説明いただいた。全体として意見や勧告を申し上げる事案は特になかったと思う。また、事案説明の中で、ため池の必要性や田んぼを機材置き場にする場合の借地料の在り方について、委員の理解も深まったと思う。</p> <p>発注ロットの在り方も、単年度でやるべきか、複数年でやるべきかという点で非常に工夫されていて心強く思った。また、自動車の共同調達について、合理的に競争性をもって年度ごとに工夫されていることが分かり、それもまた心強く思った。</p> <p>最後に松木先生からご指摘があった予定価格の決定方法は、次回の委員会でもう少し詳しい報告をしていただければと思う。</p>	